

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション オリーブ

株式会社 びわこナーシング

1. 当事業所の法人概要

名 称 : 株式会社 びわこナーシング
所在地 : 滋賀県草津市追分南 6 丁目 9 - 1 5
法人種別 : 株式会社
代表者名 : 代表取締役 角野 めぐみ

2. ステーションの概要

名 称 : 訪問看護ステーション オリーブ
所在地 : 滋賀県近江八幡市長田町 1 2 6 8 - 1
管理者 : 沖 晴美

名 称 : 訪問看護ステーション オリーブ 守山サテライト
所在地 : 滋賀県守山市守山 6 丁目 8 番 15-1 号
管理者 : 沖 晴美

【サービス地域】

近江八幡市、甲賀市、守山市、野洲市、湖南市、竜王町、日野町
草津市、栗東市、東近江市、大津市

※上記以外の地域の方もご希望により受け付けます。

【事業所の指定番号】

滋賀県 2560490068 号

3. 営業日・時間及びサービス提供日・時間

訪問日 : 月曜日～金曜日（土・日・祝日・12/30～1/3 を除く）
時 間 : 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時まで
電 話 : 訪問看護ステーション オリーブ 0748-43-0020
（時間外・夜間の緊急時には連絡訪問体制を整えています）
FAX : 0748-43-0090

4. 事業所の従業員 （令和 5 年 7 月 1 日現在）

管理者	1 名
看護師	12 名以上
作業療法士	1 名以上
理学療法士	2 名以上
言語聴覚士	0 名
事務	2 名以上

5. 訪問看護の目的

(1) 訪問看護

療養者の家庭における療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とし訪問看護サービスを提供します。

(2) 介護予防訪問看護

要支援にある高齢者に対し適切な訪問看護の提供を行い、介護予防利用者に対し可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目的とし訪問看護サービスを提供します。

6. 訪問看護の提供方法

(1) 訪問看護・介護予防訪問看護

①事業所は、訪問看護サービス提供開始する際には、主治医の指示を文章で受けます。

②事業所は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って利用者の訪問看護計画書を作成し、利用者またはその家族等に対して説明し、同意を得たうえでケアの提供を行います。

③事業所は、利用者の主治医や担当居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと密に連携を図ります。

7. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護

①健康管理（体温、血圧、脈拍、呼吸の測定等）、及び病状の観察

②清潔に関する援助

③褥創の処置やその予防

④カテーテルの管理

⑤点滴の管理

⑥食事や排泄の援助

⑦リハビリテーション

⑧認知症患者の看護

⑨ターミナルケア

⑩家族への介護指導

⑪その他医師の指示による医療処置、必要な療養上の世話又は診療の補助

(2) 介護予防訪問看護

- ①健康管理（体温、血圧、脈拍、呼吸の測定等）、及び病状の観察
- ②清潔に関する援助
- ③褥創の処置やその予防
- ④カテーテルの管理
- ⑤点滴の管理
- ⑥食事や排泄の援助
- ⑦リハビリテーション
- ⑧認知症患者の看護
- ⑨家族への介護指導
- ⑩その他医師の指示による医療処置、必要な療養上の世話又は診療の補助

8. 訪問看護計画書ならびに介護予防訪問看護計画書の作成

訪問看護計画書ならびに介護予防訪問看護計画書の作成し、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者または家族の同意を得ます。

9. 利用料金 別紙参照

10. 交通費ならびにその他の費用

(1) 交通費

サービス実施地域：近江八幡市、甲賀市、守山市、野洲市、湖南市、竜王町、日野町、草津市、東近江市、栗東市、大津市は無料です。

- ・サービス実施地域外の場合は事業所より 10km 未満 540 円、10 km 以上 756 円が必要です。

(2) その他の費用

- ・衛生材料 実費
- ・コピー代 10 円

11. 料金の支払い時期と支払い方法

毎月 10 日以降に前月分の請求書を発行し、その月の 27 日に振替依頼金融機関より自動引き落とし致します。

振替えを希望されない場合は、現金支払いまたは振込み依頼となります。

12. 訪問日の変更について

利用者側の都合により、訪問日の変更・中止を希望する場合は、訪問予定の前日までに申し出て下さい。

事業所の都合により訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

13. キャンセル料について

利用者からサービス利用の中止について、前日の午後 5 時迄に申し出があった場合はキャンセル料は発生しません。

前日午後 5 時以降のキャンセルについては、予定利用料の自己負担分をキャンセル料としてお支払い頂く場合があります。但し利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

14. 緊急時の対応

訪問看護・介護予防訪問看護

- ①利用者の病状の急変その他緊急事態に備えるため、24 時間対応体制に基づき、速やかに適切な処置を講じます。(24 時間対応体制加算契約利用者)
- ②訪問看護師は、訪問看護の実施中に緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し指示に基づき適切に対応を行います。主治医に連絡が困難な場合は、事前に主治医と協議の方法で救急搬送などの必要な処置を講じます。
- ③訪問看護師は、前項についてしかるべき処理をした場合、速やかに主治医に報告を行います。
- ④訪問看護師はその他において緊急なことが生じた場合は、医療機関の受診勧奨等の必要な措置を指導します。
- ⑤事業所は緊急時に備え、常に主治医・緊急指定医療機関・介護支援専門員等との協力体制を整えます。

15. 研修及び業務体制等

本事業の社会的使命を認識し、訪問看護師の質的向上を図るため、研修等を行うとともに業務体制の整備をします。

16. サービスの提供の記録

訪問看護を提供したサービス提供日に提供した具体的なサービスの内容などを記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供をします。

17. サービスに関する相談・要望・苦情申し立て

当事業所は利用者からのご相談や苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者からの要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
ご遠慮なくお申し出ください。

訪問看護ステーション オリーブ

T E L 0748-43-0020

F A X 0748-43-0090

苦情相談窓口

管理者 沖 晴美

※ 当所以外でもご相談や苦情等については、下記の窓口があります。

近江八幡市介護保険担当課	電話番号	0748-33-3511
湖南市	〃	電話番号 0748-71-2356
甲賀市	〃	電話番号 0748-69-2165
草津市	〃	電話番号 077-561-2369
守山市	〃	電話番号 077-582-1127
野洲市	〃	電話番号 077-587-6074
東近江市	〃	電話番号 0748-24-5648
栗東市	〃	電話番号 077-551-0281
大津市	〃	電話番号 077-528-2753
竜王町	〃	電話番号 0748-58-3705
日野町	〃	電話番号 0748-52-6501
滋賀県国民健康保険団体連合会	電話番号	077-510-6605

18. 事故発生時の対応

- ①当事業所は、事故の状況および事故に際して採った処置を記録し保管を行います
- ②当事業所は、利用者に対する指定訪問看護ならびに指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います

19. 非常災害時の対策

本事業所は、非常災害の発生時の際に提供できるサービスが継続できるよう、医療機関や社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

- ①不測の事態に伴い事業所を一時閉鎖や縮小した場合、連携をとっている訪問看護ステーションが代わりに訪問することで継続した訪問看護サービスが提供します。

その際、以下の対応となります。

- ・医療依存度の高い利用者を優先してサービスを提供します。
- ・代替事業所が訪問する場合、改めて契約などの手続きが必要となります。
- ・訪問回数の変更や利用料に変更が生じる場合があります。

(共に助け合いプロジェクト)

20. 記録の整備

事業所は、利用者に対する指定訪問看護ならびに指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存します。

なお、看護記録は五年間保存とします。。

- ①指定訪問看護計画ならびに介護予防訪問看護計画
- ②提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③市町への通知に係る記録
- ④苦情内容等の記録

⑤事故の状況及び事故に際して採った処置の、記録

21 守秘義務

①事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしたり、又は他に利用することはありません。尚、その職を退いた後も同様とします。

②以下の場合に必要な個人情報を提供することがあります

- ・ 医師や関係機関への報告が必要な場合
- ・ サービス担当者会議等において情報提供が必要と判断した場合
- ・ 災害などにより連携事業所が代替訪問することになった場合

23. 提供するサービスの第三者評価の実施の有無 【無】

本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事 業 者 株式会社 びわこナーシング

所 在 地 滋賀県草津市追分南 6 丁目 9－1 5

代表取締役 角野 めぐみ

事 業 所 本部 滋賀県近江八幡市長田町 1 2 6 8－1

守山サテライト 滋賀県守山市守山 8 番 15-1 号

管理者 沖 晴美

説 明 者 所属 訪問看護ステーション オリーブ

氏名

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者

(住所)

(氏名)

家族または成年後見制度の代理人

(住所)

(氏名)

(利用者との続柄)